

コンテンツのネット利用調整制度の あり方について(事務局最終案)

2009/Mar/10

コンテンツ学会ネット利用調整制度PT事務局

<提言(案)について>

「ネット利用調整制度のあり方に関する民間審議会」(本会)は、消費者がネット上で適切なコンテンツの利用を実現できるような制度のあり方について、その必要性から制度設計上の問題まで、幅広く討議した。

その結果、映像コンテンツに関して権利を取り纏め、単一の許諾であらゆる権利処理が完結するような制度の実現を第一とし、事業者間の取引の促進と安定化を図ることを核とすることで本会は合意した。(1.)

地上波テレビ放送事業者が適切に番組コンテンツをネット上で消費者に利用せしめることは、公共の電波を使って事業を行うことに付随する社会的責務であると本会は認識し、そのための措置を放送法体系に求めることで本会は合意した。ただし、一般的に番組コンテンツをネット上でも利用せしめることが当該コンテンツの資産価値最大化に資するとの考えから、いずれこのような規定を置かなくても自然に番組コンテンツのネット上での利用は進むようになるとの考えから、本規定は時限措置とすべきと考える。(2.)

その上で、こうした映像コンテンツの適切な利用のあり方はあくまで契約において定められるべきとの考えから、契約に基づかない利用を厳しく管理、制限することで本会は合意した。ただし、商品コンテンツについて社会通念上認められるべきであることから、いくつかの利用の態様については予め契約の効果を調整することとした。(3. 及び4.)

加えて、ネットワーク上での利用する際に問題となる技術と現行著作権法の間齟齬及び不明確な点について補完する規定をおいた(5.)

これらの措置によって、現行の著作権法制度を基盤として、テレビ番組を含めた映像コンテンツのネットワーク環境の中での適切な利用は促進できると、本会は合意するものである。

＜具体的提言(案)その1～登録制度＞

1. 公的な登録制度を創設し、公的データベースを規定する。登録制度の主旨はコンテンツ毎に一の管理者(許諾者)を規定し、必要に応じて関係者の法的関係を確定し、以て利用を促進することとする。これについて、次のように規定する。
 - 1) かならず一の管理者を定めて、著作権者・著作隣接権者の合意に基づいて登録する。管理者は当該コンテンツのあらゆる権利者を代表して利用者に利用を許諾し、その内容は当該コンテンツに権利を有するあらゆる著作権者・著作隣接権者を拘束する。
 - 2) 登録すべき内容は、コンテンツの名称、管理者等の基本事項、利用許諾条件等の対外事項とする。これに併せて権利者相互の関係(内的事項)を登録することもできる。
 - 3) 登録の効果は申請によって暫定的に発効し(仮登録)、同時に申請の基本事項が公示される。その後一定期間異議の申立てがなかったものについては本登録となる。本登録後は、特段の事由がない限り、異議の決定はゆるさない。
 - 4) 公的データベースの登録内容のうち、基本事項及び対外事項は何人であっても閲覧できる。内的事項は、当該コンテンツに正当な権利を持つ者等関係者又は法が特別に認めた者以外はこれを閲覧することができない。
 - 5) 登録制度の設計にあたっては既存の著作権等管理事業を活用し、徒に公的事業を拡大しないよう配慮する。

<具体的提言(案)その2～放送事業者の責務>

2. 放送法を改正し、次の規定を置く。

- 1) 地上波テレビ放送事業者に一定の範囲において、社会的に適切な条件で他者に利用せしめる契約条件による登録を義務づける。これに関する権利調整規定は置かない。
- 2) 過去のテレビ番組について、権利者が不明な場合は「経団連ルール」を基とした基準により供託をなすことで、1)の登録をすることができることとする。
- 3) これら措置は時限立法とし、5年を目途に廃止を含めて規定の改廃を検討する。

＜具体的提言(案)その3～登録されたコンテンツの保護強化＞

3. 公的データベースに登録されたコンテンツ(登録済コンテンツ)について、次の規定を置く。
 - 1) 公的データベースへの登録内容に基づき、権利者及び関係者の法的関係を推定する。
 - 2) 管理者が登録済コンテンツの契約又は法に基づかない利用(不正利用)の探索行為は不正アクセス防止法の適用を除外する。ただし、管理者が当該探索行為で知り得た情報の目的外使用は禁止される。また、管理者は探索行為によって生ぜしめた損害に対する責任を逃れることはできない。
 - 3) 管理者は登録済コンテンツの契約又は法に基づかない利用(不正利用)を差し止める権利を有する。
 - 4) 不正利用に係る損害賠償額の算定においては、不正利用を行った者が疎明責任を負う。

<具体的提言(案)その4～自由な利用の促進>

4. 公的登録制度上の管理権から派生した消費者の利用について次の規定を置く。
 - 1) 登録されたコンテンツについて著作権法30条の適用を免ずる。
 - 2) 適法に利用を許諾された者(適法利用者)は、社会的に妥当な範囲内で、専ら自らのためにこれを利用することができる。適法利用者と管理者の間の契約のうち、本条項に違反する内容はこれを無効とする。
 - 3) 適法利用者は、管理者との間に特別な定めがない限り、当該コンテンツを用いて新しいコンテンツを創作することができる。
 - 4) 適法利用者は、管理者との間で合意された利用を行うために、合理的な範囲において当該コンテンツを改変することができる。
 - 5) 上記2)～4)で規定される行為について、著作者人格権の行使は、当該行為が社会的受忍の範囲を超えて著しく著作者の名誉、尊厳を毀損した場合に制限される。

< 具体的提言(案)その5～技術面についての付随的規定 >

5. その他に、次の規定を置く。

- 1) 登録されたコンテンツに付随し、当該コンテンツの属性など附帯的な情報を表すデータ(メタデータ)について次のように定める。
 - メタデータは何人もこれを利用することができる。
 - メタデータの追記は何人も行うことができる。すで記録されていたメタデータの改編は何人もこれを行ってはならない。
- 2) 登録されたコンテンツに技術的保護措置が施されている場合、何人も管理者の許可を得ずして同保護措置を回避する手段を講じてはならない。
- 3) 登録されたコンテンツがネットワーク内で移動する際に起きる複製など、直接の利用の対象とならないコンテンツの複製については、当該コンテンツに関する著作権及び著作隣接権の複製権の対象外とする。